

令和 8 年 10 月 21 日

各位

飲食料品の消費税率引き下げについて



アーセプト税理士法人
代表社員税理士 後条 直孝

令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 2 年間適用される食料品の消費税率の引き下げについて、どのような手続が必要となるか検証したいと存じます。

1. 飲食料品のみの引き下げ

現在軽減 8 % 対象である食料品が 1 % に引き下げられますが、新聞定期購読や一定の定期供給契約、一定の通信販売は適用されません。

2. 飲食料品販売業者の留意点

売上に係る消費税額が仕入に係る消費税額よりも少なくなることで課税事業者として本則課税で申告することにより、納税額を抑えたり還付を受けることが想定されます。

(1) 飲食料品の販売を行う免税事業者が課税事業者となるための特例

令和 9 年 4 月 1 日の属する課税期間中に「課税事業者選択届出書」を提出することで、その課税期間から課税事業者となることができます。

なお、課税事業者となる際はインボイス発行事業者をご検討願います。

※課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合は原則 2 年間は継続適用となるため、免税事業者に戻る場合は「課税事業者選択不適用届出書」の提出が必要で、インボイス発行事業者になった場合も手続が必要です。事前にご相談下さい。

(2) 簡易課税から本則課税になるための届出に関する特例

令和 9 年 4 月 1 日の属する課税期間中に「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することで、その課税期間から本則課税の課税事業者となることができます。

なお、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の令和 9 年 4 月 1 日の属する課税期間については、2 年間の継続要件は適用しないこととされます。

※上記 (1) と (2) の適用を受ける場合には、届出書の参考事項に「**飲食料品特例**」と記載して提出する必要があります。

3. 簡易課税制度の計算方法の特例 (2 割特例も対象、3 割特例は法人に限定)

飲食料品の販売を行う簡易課税事業者については以下の特例があります。

(1) 飲食料品の販売に係る仕入税額

飲食料品の売上に係る消費税額と同額の仕入に係る消費税額を計上します。

(2) (1) 以外に係る仕入税額

各業種区分に応じたみなし仕入率により仕入に係る消費税額を計上します。

参照資料：[消費税率引下げ特設サイト](#) | 国税庁